

平成 29 年度から適用される 税の概要についてお知らせします

税務課市民税係 ☎ 251134

市・県民税申告書および確定申告書にマイナンバーの記載が必要になります

平成29年度の市・県民税の申告、平成28年分確定申告からマイナンバー（個人番号）の記載やマイナンバー確認書類、本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。

郵送で提出する場合はコピーを付けてください。

	マイナンバー確認書類	本人確認書類
マイナンバーカードをお持ちのかた	マイナンバーカード	不要
通知カードしかお持ちでないかた	マイナンバー通知カード	運転免許証 健康保険証 在留カード など
どちらもお持ちでないかた	マイナンバー記載入りの住民票の写し	運転免許証 健康保険証 在留カード など

市・県民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しについて

公的年金からの特別徴収額の平準化を図るため、平成29年4月以降の仮徴収額（4・6・8月分）が前年度分の特別徴収額（年税額）の2分の1に相当する額となります。

転出・税額変更の場合の特別徴収の継続

公的年金からの特別徴収の対象者が他の市区町村へ転出した場合や特別徴収税額に変更が生じた場合でも、一定の要件のもとで特別徴収を継続します。

	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
(改正後) 平成29年度から	(前年度特別徴収額×1/2) ÷ 3			(年税額-仮徴収額) ÷ 3		
(改正前) 平成28年度まで	前年度2月分の天引き額と同様			(年税額-仮徴収額) ÷ 3		

自主服薬推進のためのスイッチOTC薬控除の創設

健康の維持増進および疾病の予防への取り組みとして、健康診査や予防接種を受けるかたが、平成29年1月1日以降に、スイッチOTC薬を年間1万2,000円を超えて購入した場合、その購入費用について所得控除ができる特例が創設されました。（年間上限額8万8,000円）

平成30年度の市・県民税の申告（平成29年分確定申告）から適用されます。

※スイッチOTC薬控除と現行の医療費控除との併用はできません。

※申告の際、領収書が必要となりますので大切に保管してください。

$$\boxed{\text{スイッチOTC薬控除額}} = \boxed{\text{スイッチOTC薬の購入費用}} - \boxed{12,000\text{円}}$$

スイッチOTC薬とは？

医師の判断でしか使用できなかった医薬品を、医療機関に行かずに薬局などで購入できるようになった風邪薬や頭痛薬、胃腸薬などの市販薬のことです。

※対象品目の一覧については、市ホームページまたは厚生労働省のホームページをご覧ください。